

●国道 241 号交通事故対策事業及び無電柱化事業について

1 事業化までの取り組み

(1) 短期的な改善策の実施

多くの交通課題を抱えていた国道 241 号は、平成 23 年 8 月に、道路利用者、地域代表者、有識者、行政が一体で意見交換を行う懇談会を開催し、平成 24 年 7 月までに開催した計 4 回の懇談会で出された意見を踏まえ、同年 10 月から 11 月にかけて北海道開発局帯広開発建設部により、以下の課題に対し「短期的な改善策」として、現地での対策工を実施した。

課題①	片側 1 車線だが外側線（車道左側の白線）が無く、1 車線の幅が広がったことから、1 車線を 2 台が並走し、交通事故を誘発していた。
解決策	外側線（車道左側の白線）を引き、片側 1 車線の 2 車線道路であることを明確化。
課題②	店舗が連続する区間は、店舗への出入りする車の停止や徐行により、渋滞を誘発していた。
解決策	沿道出入りの多い区間には、右折待ちの出来るスペース（ゼブラゾーン）を設置。
課題③	一部道路において車線数が急に減る為、直進車同士の接触や渋滞を引き起こしていた。
解決策	頻繁に利用しない人でもわかりやすいように、交差点から十分離れた場所から区画線や標識により車線が減少する情報を提供。

(2) 効果検証と新規事業化

「短期的な改善策」の実施後も 5 回の懇談会を重ねながら「改善効果の検証」を行った結果、事故件数の減少をはじめ、これまでの課題に対する効果が見られた反面、依然として追突事故等が発生していることが確認された。

懇談会では、「短期的な改善策」後の状況も踏まえながら国道 241 号の中長期的な対策について議論され、平成 27 年度には、「更なる安全性向上と円滑性改善」、「地震などの災害に強く、安全で快適な通行空間確保」を図る区間として、十勝大橋袂から木野大通西 6 丁目までの区間が事業化された。

平成 29 年度には、北海道開発局帯広開発建設部が工事に着手し、また、令和 3 年度には、当該事業区間の北側（木野大通西 7 丁目から 8 丁目まで）が事業化されたことから、令和 4 年度現在は、二つの区間において事業が進められている。

2 事業の内容

(1) 交通事故対策事業

「更なる安全性向上と円滑性改善」を図る為、次の対策を行う。

対策メニュー	対策のねらい
すべり止め舗装	発進・停止時の制動性能の向上
カラー舗装	交差点部の明確化・注意喚起
路面標示（追突注意）設置	注意喚起
付加車線（右左折車線）設置	回避スペース・交通処理能力の確保



(2) 無電柱化事業

「地震などの災害に強く、安全で快適な通行空間確保」を図る為、次の対策を行う。

対策メニュー	対策のねらい
電柱の撤去、電線類の地中化	電柱倒壊による危険性、道路閉塞の回避 長期停電や通信障害リスクの低減 景観の向上、歩行空間の確保



3 現在の整備状況

平成30年度に事業区間の南側から電柱の撤去工事が始まり、令和4年度には事故対策に向けた道路工事が本格化している。令和4年度末までに5丁目交差点までの無電柱化工事、道路工事が完了する予定である。また、令和3年度に新規事業化された区間においては、昨年度から道路の調査・設計に着手し、今年度は橋梁（鈴蘭橋）設計と併せ、用地取得に向けた調査を実施中である。

4 事業促進にむけた取組み

(1) 事業促進の要請

北海道十勝圏活性化推進期成会、北十勝4町国道整備促進期成会等により、関係機関に対して既に事業化された区間の整備促進及び新通20丁目（北9線）までの整備延長を継続的に要請する。

(2) 事業主体との連携

道路用地取得に向けて要する関係地権者との協議においては、事業主体である北海道開発局と連携して取り組むことで、整備促進及び事業効果の早期発現を図る。

(3) 広報活動

交通量が多く、住居や店舗が隣接する国道241号の整備には、沿線の住民、道路利用者の理解と協力が必要である他、事業への理解度や期待度の高まりが事業促進及び事業区間の延伸に繋がることを鑑み、ホームページや広報誌による継続的な広報活動を実施する。